

# 渋川市選別農薬農法農作物に係わるガイドライン

平成26年 2月21日策定

平成27年 2月 4日改正

平成28年 9月 1日改正

平成30年10月31日改正

## 第1 適用の範囲

このガイドラインは、渋川市において生産される農作物（いも及び野菜等（加工したものを除く。））及び当該米、麦もしくはそば等を原料とし、とう精されたものであって、消費者等に販売されるものに適用するものとする。

## 第2 生産の原則

第1の範囲内において、このガイドラインに基づく生産を行う農作物は、消費者の安全・安心な農産物に対するニーズに応えるため、健康等への影響が懸念される第4に定める農薬の使用を抑制し、かつ、第5に定める農薬の使用を制限することを基本とし、環境への負荷をできる限り低減した病害虫・雑草防除法を採用して生産することを原則とする。

## 第3 定義

このガイドラインにおいて、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用 語       | 定 義                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 選別農薬農法農作物 | 選別農薬農法により生産された農作物及び当該米、麦もしくはそば等を原料とし、とう精されたものをいう。                               |
| 選別農薬農法    | 第1の適用の範囲において、第2の生産の原則に基づき栽培される農作物の生産過程等において、選別農薬を使用する栽培方法をいう。                   |
| 生産過程等     | 当該農作物の生産過程（当該農作物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調整を含む。以下同じ。）及び前作の収穫後から当該農作物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。 |
| 農薬        | 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。なお、同条第2項に規定する天敵及び第2条第1項に規定する特定農薬を含まない。     |

|      |                                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選別農薬 | 農薬取締法に規定する農薬の内、第４に定める農薬の使用を抑制し、かつ、第５に定める農薬の使用を制限する農薬をいう。なお、第４に定める農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合、入手以前に使用された第４に定める農薬は抑制対象から除く。 |
| 抑制農薬 | 農薬取締法に規定する農薬の内、使用しない農薬をいう。                                                                                         |
| 制限農薬 | 農薬取締法に規定する農薬の内、出来る限り使用しない農薬をいい、代替剤がある場合にはこれに換える。ただし、甚大な被害が想定される場合は、この限りでない。                                        |
| 慣行農法 | 農薬取締法に規定する農薬を、栽培地が属する地域の同作期において当該農作物の生産過程等で慣行的に使用する栽培方法をいう。                                                        |
| とう精  | 米、麦もしくはそば等を精白、又はこれを製粉することをいう。                                                                                      |
| しぶせん | 選別農薬農法又はこれにより生産された選別農薬農法農作物の愛称をいう。                                                                                 |

#### 第４ 抑制農薬

このガイドラインにおいて、使用を抑制する農薬は以下の表のとおりとする。

##### １ 殺菌剤

| 系 統 名 | 農 薬 名              |
|-------|--------------------|
| 有機リン系 | トルクロホスメチル、ホセチル、ＩＢＰ |

##### ２ 殺虫剤

| 系 統 名      | 農 薬 名                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ネオニコチノイド系  | 全てのネオニコチノイド系農薬<br>アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、ニテンピラム、フルピラジフロン |
| 有機リン系      | 全ての有機リン系農薬<br>マラソン、ダイアジノン、ＰＡＰ、ＭＥＰ、アセフェート、ＭＰＰ、プロチオホス など                            |
| フェニルピラゾール系 | フィプロニル                                                                            |

|           |          |
|-----------|----------|
| スルホキシイミン系 | スルホキサフロル |
|-----------|----------|

### 3 除草剤

| 系 統 名 | 農 薬 名 |
|-------|-------|
| 有機リン系 | ブタミホス |

### 4 植物成長調整剤

| 系 統 名 | 農 薬 名 |
|-------|-------|
| 有機リン系 | エテホン  |

## 第5 制限農薬

このガイドラインにおいて、使用を制限する農薬は以下の表のとおりとする。

### 1 殺菌剤

| 系 統 名      | 農 薬 名           |
|------------|-----------------|
| 有機塩素系      | T P N、キャプタン     |
| ベンゾイミダゾール系 | チオファネートメチル、ベノミル |
| ジチオカーバメート系 | マンゼブ            |

### 2 殺虫剤

| 系 統 名 | 農 薬 名 |
|-------|-------|
| —     | —     |

### 3 除草剤

| 系 統 名  | 農 薬 名             |
|--------|-------------------|
| 酸アミド系  | アシュラム             |
| アミノ酸系  | グルホシネート、グルホシネート P |
| トリアジン系 | アトラジン、C A T（シマジン） |

## 第6 渋川市選別農薬農法農作物に係わる防除の基本方針

選別農薬農法農作物を安定的に供給するためには、農作物の病害虫及び雑草の防除を的確かつ効率的に行うことが重要である。

したがって、下記の事項に留意し、選別農薬による農作物の適正防除を推進する。

## 1 I P M (総合的病害虫・雑草管理)の推進

病害虫・雑草防除は化学合成農薬だけに頼らず、抵抗性品種の利用、土壌改良、作期の移動、輪作体系及び肥培管理等栽培環境条件の整備による耕種的防除法、太陽熱土壌消毒、寒冷しゃ被覆及びシルバーマルチ等による物理的防除法、あるいは生物農薬や天敵利用等による生物的防除法など各種の有効な防除手段を適切に組み合わせた総合防除を推進する。

## 2 選別農薬の安全使用の推進

生産過程等における選別農薬の使用にあたっては、事故のないよう下記事項等に留意し、安全使用を推進する。

### (1) 適切な選別農薬の選択及び適正な使用方法の遵守

- ① 必ず選別農薬に基づいた使用を行う。
- ② 選別農薬の使用に先立って、使用上の注意等のラベル記載事項を必ず読み、指示に従う。
- ③ 使用する選別農薬の適用作物、使用方法、使用時期（日数）、使用回数（当該剤の総使用回数及び有効成分ごとの総使用回数）を遵守する。

### (2) 使用者の安全確保

適切な保護具の着用や適正な散布の励行により、作業者が直接選別農薬に接触したり吸い込んだりしないようにする。

### (3) 周辺環境等への配慮

次の点に注意し、散布した選別農薬の周辺への飛散（ドリフト）による地域住民等への被害や、河川への流出等の環境汚染が生じないようにする。

- ① 住宅地と近接した場所では、散布計画を付近住民に周知するなど配慮する。
- ② 地形や立地条件、散布時の気象等を十分に考慮する。
- ③ 必要最小限の使用とする。

### (4) 周辺作物等への配慮

- ① 散布した選別農薬が、ドリフトにより近接した作物に不用意にかからないようにする。
- ② 周辺の農作物にも登録のある選別農薬を優先して使用する。ただし、使用時期等には十分に注意する。
- ③ 農薬散布器具は使用後、十分に洗浄する。

## 3 病害虫・雑草防除の効率化と適正化

選別農薬の使用量、使用回数を減らすことは、労力の削減、経済性の改善につながる。選別農薬の使用に当たっては適期防除や散布方法の改善等により、使用量、使用回数を減らし、効率的な病虫害防除に努める。

(1) 的確な発生予察による病虫害の早期発見と適期防除

群馬県病虫害発生予察情報等の活用、並びに圃場における継続的な観察の実施等により、病虫害の早期発見と適期防除に努める。防除に当たり、可能であれば選別農薬を使用しない方法を優先する他、病虫害の発生量や被害状況に合わせて使用器具や選別農薬を選択する等、効率的な実施を心がける。

(2) 選別農薬の散布方法の改良・改善

- ① 病虫害や雑草の種類及び発生状況あるいは農作物の種類によって、可能な場合にはスポット散布等の少量散布を行う。
- ② 防除に当たって、同じ選別農薬を連続使用すると薬剤耐性菌や薬剤抵抗性害虫等が出現する場合がある。したがって、同一あるいは同系統の選別農薬の連続使用を避け、異なる選別農薬を組み合わせる使用とする。
- ③ 圃場及び周辺に生息する天敵等に影響の少ない選別農薬を優先的に使用する。

(3) 選別農薬使用記録簿の記帳と活用

- ① 選別農薬の使用状況を把握するため、選別農薬の使用について、以下の項目を「生産履歴」に必ず記録する。

ア. 年月日

イ. 場所と面積

ウ. 農作物

エ. 種類又は名称

オ. 使用量、希釈倍数 等。

ほ場・農作物ごとに記録用紙を作成し、後日の記入の簡便化と活用役に役立てる。

- ② 選別農薬使用記録を整理することにより、圃場・農作物ごとにどのような病虫害が何時発生しやすいかといった情報を得る。この情報を参考として防除計画を立て、圃場周辺の病虫害発生原因の除去や、予防効果のある薬剤の適期散布等、効率的な病虫害防除に役立てる。